

習志野都市計画緑地の変更（習志野市決定）

都市計画緑地中3号 習志野緑地 を次のように変更する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	緑 地 名			
3	習志野緑地	習志野市秋津3丁目、秋津4丁目、秋津5丁目、香澄5丁目、香澄6丁目、袖ヶ浦1丁目及び谷津3丁目 の一部の区域	約 63.3 ha	区域変更

「区域は、計画図表示のとおり」

理由：中央消防署秋津出張所の建て替えに伴い、習志野緑地（秋津公園）の駐車場内に新たな秋津出張所を建設する必要が生じたことから、都市計画緑地中3号 習志野緑地の区域変更を行うものである。なお、現公園用地と現消防用地を等積交換とするため、都市計画緑地の変更は区域のみの変更である。

都市計画緑地の変更理由書

理 由

習志野都市計画緑地中3号 習志野緑地については、湾岸道路や鉄道による交通公害と工場群による産業公害の防止、生活環境の改善を行うため設置された緩衝緑地であり、香澄公園・秋津公園・谷津干潟公園を有している緑地である。

習志野緑地(秋津公園)に隣接する中央消防署秋津出張所については、建設から43年が経過し施設全体の老朽化が著しく、耐震診断では防災拠点として必要な基準値を下回ることが判明し、早急な建替えが必要となっている。

第2次公共建築物再生計画においては、令和13年度からの建替え又は長寿命化改修を予定していたが、このような現状であることから、計画を見直し、予定を早め建替えを進めることとしている。

建替えに際しては、消防業務を継続しながら速やかな建替えが必要であるため、現在地での建替えは困難であり、新たな消防署の建設のためには移転が必要である。このことから、隣接する習志野緑地(秋津公園)の駐車場に新しい秋津出張所を移転し、消防機能を確保しつつ、事業を円滑に進めることにより、安全・安心な市民生活の確保に寄与することが出来るため、習志野都市計画緑地中3号 習志野緑地の変更を行うものである。なお、変更については、現公園用地と現消防用地を等積交換するため、面積変更はなく、区域のみの変更となる。